

平成二十一年五月二十六日受領
答弁第四一六号

内閣衆質一七一第四一六号

平成二十一年五月二十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員小宮山泰子君提出平成二十一年度補正予算に盛り込まれた基金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小宮山泰子君提出平成二十一年度補正予算に盛り込まれた基金に関する質問に対する答弁書

一について

各基金の年度ごとの取崩額を決定する具体的な手続については、今後決定されるものである。

二について

各基金の支出については、地方公共団体その他の基金を造成する法人（以下「基金造成法人」という。

）の責任において行われるものである。

三について

各基金において実施される事業については、基金を造成するために要する経費に係る国の予算措置について、平成二十一年度第一次補正予算に計上し、事前に国会の審議を受けているところである。また、政府としては、補助金交付要綱の作成等を通じて、基金造成法人における基金の適正な使用の確保を図るとともに、各基金における基金の使用実績等について、適宜の方法により国会及び国民に対して説明していきたいと考えているが、その具体的方法については今後検討してまいりたい。

四について

お尋ねの「重複・類似の基金等がある場合」の意味するところが必ずしも明らかではなく、これに該当するものをお示しすることは困難であるが、いずれにせよ、各基金による事業は、それぞれ「経済危機対策」（平成二十一年四月十日「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）に盛り込まれた各施策を行うために必要なものであると考えている。